

中小企業金融と金融機関

小林 威雄

はしがき

一、各種金融機関の中小企業金融に占める地位

二、銀行と中小企業金融

三、中小金融機関

四、政府中小金融機関

むすび

はしがき

戦後わずかな一時期ではあったが、敗戦によって独占資本が混乱し、弱体化した当時、中小企業は「一時的好況」をていした。それは、中小企業が軍需産業から平和産業への転換が比較的容易であったこと、復員や徴用解除によっ

て解放された労働力が労働市場に多く流入したこと、そして生活必需品に対する需要が戦時の反動によって大きかったこと等の原因によるものであった。しかし、占領国の支配体制確立のためにとられた一連の経済・金融政策の遂行によって、中小企業はたちまち苦難に直面し、中小企業の危機が叫ばれるにいたった。すなわち、インフレ政策、傾斜生産方式、経済安定九原則、ドッジ公使によって代弁されたドッジ・ライン等により、中小企業は原料高、売行き不振、売掛金回収の不円滑、大企業からのしわ寄せ、金融難、金詰り、重税にあえぎ経営はますます困難となつていったのである。その後昭和二五年六月朝鮮動乱の勃発によるいわゆる「動乱ブーム」が到来したが、その利益を全面的に享受したのは独占資本であつて、中小企業は単に局部的に多少の利益をうけたにすぎなかつた。この「動乱ブーム」は、一時的ブームにすぎず余りにも早く崩れ、二六年春頃から恐慌に突入し、中小企業は一路窮乏と崩壊の道を歩むことを余儀なくされた。そしてそれは、とくに昨秋以来の金融引締政策によって倍加されるにいたった。

中小企業問題は、中小企業金融問題として第一義的に取上げられているが、単に金融問題としてのみこれを解決することはできない。現在の中小企業問題は、現在の日本資本主義が置かれている歴史的地位と結びついているのである。戦後の日本資本主義の歴史的地位、それを規定する基本的条件、性格を正しく把握することによって解決の道がひらかれる。したがつて中小企業金融問題は、中小企業問題の基本的問題ではない。しかし副次的問題であるとしても、中小企業の基本的問題の一面は、中小企業金融問題として現象するのであるから、中小企業金融問題を正しく理解することは、基本的問題の解決にあたって、それをより具体的に、より現実的ならしめるために重要であることはいうまでもない。

本稿は、中小企業金融問題をとくに金融機関の側面から考察し、各種の金融機関が、いかに中小企業に対して

か、中小企業に関連する各種金融機関の性格、役割等を概述したものである。

本論に入る前に、まず中小企業の金詰りの状況とその原因、資金の需要等を中小企業庁振興部公報課編「中小企業金融実態調査」昭和二十八年一〇月（二九調査資料第一号、昭和二十九年二月）により、その傾向を概観しておこう。

第1表 現況

業種別	金繰り状況別	金繰りがつかなくて苦しい	何とか金繰りがついている	金繰りはたらく	不明	計
	工業 (a)	32.6%	64.0%	2.2%	1.2%	100.0%
商業 (b)	32.6%	63.4%	2.7%	1.3%	100.0%	

(a) 調査対象 4,244 業者

(b) " 3,689 業者

中小企業金融と金融機関

規模別の現況

業種別	規模別	金繰り状況別	金繰りがつかなくて苦しい	何とか金繰りがついている	金繰りはたらく	不明	計
		工業	5~29人	37.4%	59.3%	2.0%	1.3%
	30~99人	24.3%	72.2%	2.5%	1.0%	100.0%	
	100~199人	13.3%	84.4%	1.7%	0.6%	100.0%	
	200~299人	8.2%	79.2%	10.2%	2.0%	100.0%	
	不明	18.7%	79.2%		2.0%	100.0%	
商業	卸売	21.6%	72.3%	5.8%	0.3%	100.0%	
	小売	35.3%	61.2%	2.0%	1.5%	100.0%	

〔備考〕「中小企業金融実態調査」28年10月

第2表 業種別金繰り状況別業者数

業種別	金繰り状況別	悪くなった	変らない	良くなった	不明	計
	工業	50.3%	44.0%	4.6%	1.1%	100.0%
商業	54.8%	40.2%	2.6%	2.4%	100.0%	

〔備考〕「中小企業金融実態調査」

第3表 金語り原因別業者数

業	対 象 数	不 明	そ の 他	売掛金の増加	売上利益の減少	売掛金の回収の不円滑	その他	明	対 象 数
工 業	設備の新設拡張	4.5%	4.2%	3.2%	10.7%	3.6%	4.3%	5.8%	11.2%
	設備の補修改良	4.2%	3.2%	6.0%	11.2%	7.4%	1.2%	6.4%	1.8%
	設備の更新	3.2%	2.4%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%
	運転資金としての借入金 設備資金として流用したため	2.4%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%
	原材料購入費の増加	1.0%	3.6%	4.3%	5.8%	6.0%	6.4%	7.4%	8.0%
	在庫高の増加	5.8%	4.3%	3.6%	2.4%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%
	経費の増加	4.3%	3.6%	3.6%	3.6%	3.6%	3.6%	3.6%	3.6%
	仕入資金の増加	3.6%	3.6%	3.6%	3.6%	3.6%	3.6%	3.6%	3.6%
	滞貨の増加	5.8%	4.3%	3.6%	3.6%	3.6%	3.6%	3.6%	3.6%
	手形取引の困難	6.0%	4.3%	3.6%	3.6%	3.6%	3.6%	3.6%	3.6%
	手形割引の不円滑	11.2%	7.4%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%
	資金借入の困難	7.4%	6.4%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%
	貸付金の枯渇	1.2%	6.4%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%
	過量な税金の取立て	6.4%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%
	国内売上の減少	10.7%	2.9%	1.8%	3.5%	4.4%	1.3%	1.3%	1.3%
輸出の減少	2.9%	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%	
特需新特需の減少	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%	
売上利益の減少	3.5%	4.4%	1.3%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	
売掛の増加	1.3%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	
売掛金の回収の不円滑	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	
その他	1.3%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	
不明	4.6%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	
対 象 数	113	46	113	113	113	113	113	113	
商 業	仕入資金の増加	21.3%	15.5%	8.0%	3.0%	4.2%	8.5%	6.8%	24.7%
	経費の増加	15.5%	8.0%	3.0%	4.2%	8.5%	6.8%	24.7%	24.7%
	滞貨の増加	8.0%	3.0%	4.2%	8.5%	6.8%	24.7%	24.7%	24.7%
	手形取引の困難	3.0%	4.2%	8.5%	6.8%	24.7%	24.7%	24.7%	24.7%
	手形割引の不円滑	4.2%	8.5%	6.8%	24.7%	24.7%	24.7%	24.7%	24.7%
	資金借入の困難	8.5%	6.8%	24.7%	24.7%	24.7%	24.7%	24.7%	24.7%
	貸付金の枯渇	6.8%	24.7%	24.7%	24.7%	24.7%	24.7%	24.7%	24.7%
	過量な税金の取立て	24.7%	24.7%	24.7%	24.7%	24.7%	24.7%	24.7%	24.7%
	国内売上の減少	10.7%	2.9%	1.8%	3.5%	4.4%	1.3%	1.3%	1.3%
	輸出の減少	2.9%	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%
	特需新特需の減少	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%
	売上利益の減少	3.5%	4.4%	1.3%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%
	売掛の増加	1.3%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%
	売掛金の回収の不円滑	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%
	その他	1.3%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%
不明	4.6%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	
対 象 数	213	22	90	100	45	213	213	213	

【備考】「中小企業金融実態調査」

「実態調査」によれば、金繰りの現況は、第一表のごとくで「金繰りは楽」でないものがほとんど大部分を占めており、なかでも規模別にみれば規模が小さいほど、金繰りが苦しいことを示している。また金繰りの推移をみれば、第二表のごとく金繰りは漸次悪化しており、良くなったものは極く僅少にとどまっている。

ではこうした金繰りの原因はどこにあるのであろうか。

第三表によってわかるごとく、工業では、最大の原因は売掛の増加および売掛金回収の不円滑であり、第二に売上利益の減少、第三に資金借入の困難および手形割引の不円滑、第四に売上上の減少、第五に原材料購入費の増加、第六に過重な税金の取立ての順になる。商業では、売上の減少が五四・二%で最大の原因となっており、第二に売上利益の減少、第三に売掛の増加および売掛金回収の不円滑、第四に過重な税金の取立て、第五に仕入資金の増加、第六に資金借入の困難および手形割引の不円滑の順になる。すなわち「売れない」「売っても金がもらえない」「買えない」「資金が借りられない」「もうからない」ということが金繰りの原因となっている。そしてこれを規模別にみれば、規模の小さいものほど概して深刻である。

この「実態調査」は、二八年一〇月であるので、いまだ金融引締政策の影響が、中小企業にしわ寄せとなつて表われていない。しかしこの金繰りの原因に変化があったとしても、それは、むしろここにでている傾向の深化を表わす変化であると解してよいであろう。

売上の減少、売掛金回収の不円滑、原材料費の増加等は、深刻な恐慌の反映にはかならない。親企業の下請中小企業に対する支払は遅延し、そして支払の大部分は手形によって支払われ、しかもその期間は次第に延期され、六ヵ月から九ヵ月におよぶものもでてきている。金融引締政策の実行は、ますますこの傾向を強めている。独占資本の合理

化にともなう首切りの結果として失業者が続出し、また低賃金政策により国内市場はますます狭隘化し、一方、日中貿易を認めぬ政治的圧力による貿易の不振は、当然中小企業の売上減少という結果をまねき中小企業危機の原因の一つとなつてゐる。

売上代金に対する支払は、長い期間の手形によって、あるいはまた支払を延ばして中小企業の金詰りを困難化させている反面、原材料の購入は、現金でなされることを強制されている。代金支払が商品を納めたときすぐにもらえるか、あるいは原材料などを貸してくれるような場合には加工賃がひどくたたかれる。原材料の購入は、現金でなされることを強制されているばかりでなく、原材料には、鉄鋼等に見られるごとく独占価格が形成されている。また、過剰生産、金詰りにより投売りを中小企業は、余儀なくされ、原料高、製品安という結果をみ、売上利益は減少する。このような種々の形の独占資本による収奪の強化により中小企業は、ますます困窮、倒産のうきめにあつてゐるのである。

中小企業は、資金が絶対的に不足している。しかし中小企業は、「信用力の不足」という理由でなかなか金融機関からの借入が困難である。これがまた金詰りの一つの原因となつてゐる。資金借入の困難、手形割引の不円滑が「実態調査」によつても、金詰りの主要な原因となつてゐる。そして過重な税金が課せられ、かつ強権による徴収がおこなわれてゐるのである。

中小企業の金詰りは、つまり日本経済の全面的不況、戦争経済へ発展させることを強制され、そこにまた自己の最大限利潤を追求する独占資本による収奪、中小企業に対する国家の諸政策の貧弱さ、そして中小企業が、それが故に中小企業といわれるところの小資本であるという点等に基因してゐるのである。

このような金詰りの直接の結果として資金の需要が高いことは当然である。同じく「実態調査」によれば第四表のごとくである。

第4表 業種別借入必要資金の有無別業者数

有無別		有	無	不明	計
業種別					
工業		73.5%	26.0%	0.5%	100.0%
商業		51.6%	45.6%	2.8%	100.0%

規模別借入必要資金の有無別業者数

有無別		有	無	不明	計
規模別					
工業	5~29人	68.8%	30.7%	0.5%	100.0%
	30~99人	83.4%	16.3%	0.3%	100.0%
	100~199人	88.4%	11.6%		100.0%
	200~299人	85.7%	12.2%	2.1%	100.0%
	不明	70.8%	27.1%	2.1%	100.0%
商業	卸売	76.1%	22.8%	1.1%	100.0%
	小売	45.4%	51.3%	3.3%	100.0%

資本金別借入必要資金の有無別業者数(工業)

有無別		有	無	不明	計
資本金別					
	50万円未満	63.7%	35.0%	1.3%	100.0%
	50~100万円未満	72.6%	27.1%	0.3%	100.0%
	100~300万円未満	78.9%	21.1%		100.0%
	300~500万円未満	86.5%	13.1%	0.4%	100.0%
	500~1,000万円未満	81.9%	18.1%		100.0%
	1,000万円以上	88.3%	11.7%	1.8%	100.0%
	不明	73.2%	25.0%		100.0%

〔備考〕「中小企業金融実態調査」

二八年五月から一〇月までの六ヵ月間に「資金借入の必要に迫られた」とするものは、工業では七三・五%、商業

第5表 業種別借入申込先別業者数

業種別		申込先別			不明	計
		金融機関	その他	金融機関及びその他		
工業		70.2%	11.4%	15.7%	2.7%	100.0%
商業		72.8%	11.9%	7.3%	8.0%	100.0%

規模別借入申込先別業者数

規模別		申込先別			不明	計
		金融機関	その他	金融機関及びその他		
工業	5~29人	68.1%	15.3%	16.3%	2.3%	100.0%
	30~99人	76.2%	4.7%	15.9%	3.2%	100.0%
	100~199人	81.7%	3.3%	11.1%	3.9%	100.0%
	200~299人	88.1%	2.4%	7.1%	2.4%	100.0%
	不明	79.4%		11.8%	8.8%	100.0%
商業	卸売	85.7%	4.1%	6.9%	3.3%	100.0%
	小売	67.3%	15.3%	7.4%	10.0%	100.0%

資本金別借入申込先別業者数(工業)

資本金別		申込先別			不明	計
		金融機関	その他	金融機関及びその他		
	50万円未満	60.4%	21.2%	14.5%	3.9%	100.0%
	50~100万円未満	71.0%	10.5%	15.8%	2.7%	100.0%
	100~300万円未満	78.0%	5.9%	16.8%	1.3%	100.0%
	300~500万円未満	64.6%	11.8%	19.3%	4.3%	100.0%
	500~1,000万円未満	78.0%	7.1%	11.0%	3.9%	100.0%
	1,000万円未満	84.3%	3.3%	12.4%		100.0%
	不明	65.9%	7.3%	19.5%	7.3%	100.0%

〔備考〕「中小企業金融実態調査」

では五一・六%である。したがって工業では約七割、商業では約五割のものが資金借入の必要があったことを示している。これを規模別にみると、工業では「五~二九人」の規模で六八・八%を占めているが、概して規模が大きくなるにしたがって高い率を示し、資本金別にみても同様の傾向にある。商業においても同様のことがいえ、卸売業では

七六・一％であるが小売業では四五・四％となっている。

この「実態調査」によってもわかるように中小企業の資金需要は大きいのである。そこでこの資金需要の申込先をみると第五表のごとくである。

第五表をみると工業でも商業でも資金需要者の七〇％が金融機関に申込んでいる。しかし規模別みると規模が大きいほど金融機関への申込が多く、規模が小さいものほど金融機関以外への申込が多くなっている。この傾向は一般的傾向として解してさしつかえない。

このように資金需要が多く、しかもその申込先の七割が金融機関への申込であるから金融機関と中小企業金融との関係は深いわけである。しかし金融機関といっても多数あり、またその性格はそれぞれとなっており、その役割もおのずからことなっている。そこで各種の金融機関が中小企業に対していかに融資をおこなっているか、以下その性格、役割についてのべてみよう。

一 各種金融機関の中小企業金融に占める地位

現在中小企業に対して融資をおこなっている主な金融機関は、銀行、相互銀行、信用金庫、商工組合中央金庫、中小企業金融公庫、国民金融公庫である。このうち、相互銀行、信用金庫、中小企業金融公庫、国民金融公庫は、終戦後それぞれの法律にもとずいて改組あるいは新設されたものである。個々の金融機関についての論述は後にゆずり、本節においてはこれらの各金融機関が、中小企業金融に占める地位をまず概観してみよう。

そこで中小企業融資残高を昭和二五年以降金融機関別に示すと第六表のごとくである。

第6表 金融機関別中小企業融資残高(単位100万円)

金融機関 \ 年月	25.12	26.12	27.12	28.12	29.6
全国銀行 (信託勘定を含む)	312,028 (73.8%)	409,653 (63.8%)	569,872 (60.4%)	1,005,410 (64.6%)	943,017 (62.0%)
相互銀行 (無尽会社) (a)	52,022 (12.3%)	132,693 (20.7%)	202,437 (21.4%)	291,475 (18.7%)	304,278 (20.0%)
信用金庫 (信用協同組合)(b)	29,489 (6.9%)	57,686 (8.9%)	103,259 (11.4%)	158,572 (10.1%)	165,945 (10.9%)
商工組合中央金庫	10,979 (2.5%)	21,285 (3.3%)	34,443 (3.6%)	49,633 (3.1%)	45,683 (3.0%)
国民金融公庫	5,468 (1.2%)	9,740 (1.5%)	18,627 (1.9%)	31,330 (2.0%)	32,292 (2.1%)
復興金融金庫	12,350 (2.9%)	10,264 (1.6%)	—	—	—
日本開発銀行	—	—	9,792 (1.3%)	7,843 (0.5%)	2,815 (0.1%)
中小企業金融公庫	—	—	—	11,794 (0.7%)	26,348 (1.7%)
合計	422,336 (100%)	641,324 (100%)	943,430 (100%)	1,556,057 (100%)	1,520,378 (100%)

中小企業金融と金融機関

〔備考〕1. 日本銀行統計局「本邦経済統計」「経済統計月報」より作成。

2. 全国銀行は昭和27年まで資本金300万円以下、昭和28年以降資本金1,000万円以下、復金、開銀は資本金300万円以下の融資残高。

3.(a) 昭和26年9月まで無尽業法による無尽会社、10月以降相互銀行法による相互銀行、および同法附則による無尽会社を含む。給付金と貸出金の合計金額。

(b) 昭和26年10月以降信用金庫法による信用金庫および同法施行法による信用協同組合を含む。

全国銀行（一一大銀行、債券発行銀行、地方銀行、信託銀行、および全国銀行信託勘定を含む）の中小企業融資残高の総中小企業融資残高に対する割合は、昭和二五年七三・八%、二六年六三・八%、二七年六〇・四%、二八年六四・六%、二九年六月六二%を占め、平均六五%を占めており、相互銀行、信用金庫の中小金融機関、政府金融機関としての色彩の濃い商工組合中央金庫、および中小企業金融公庫、国民金融公庫の政府金融機関の融資残高より上廻っている。全国銀行は、日本銀行統計局の統計作成においては、二七年までは資本金三〇〇万円以下の企業に対する融資残高であつたが、二八年以降は、資本金一、〇〇〇万円以下の企業に対する融資残高を銀行の総融資残高のほかに示しているので、第六表では、二七年までは資本金三〇〇万円以下、二八年以降は資本金一、〇〇〇万円以下の融資残高を一応中小企業融資残高として、この金額を記載した。であるから二七年と二八年との間には差額がはなはだしく、二八年は、二七年に比し約二倍増加している。しかし、二八年以降を二七年以前と同じく資本金三〇〇万円以下の企業に対する融資残高としてみると、二八年七、二二億三、九〇〇万円、二九年六月六、六九三億六、一〇〇万円となる（商工組合中央金庫「商工金融」より）。そこで、この金額をもつてすると全国銀行の総中小企業融資残高に対する割合は、それぞれ五六・七%、五三・六%となり、資本金一、〇〇〇万円以下の企業への融資を中小企業融資残高とした第六表の割合を下廻っている。

すなわち全国銀行の中小企業融資残高を二七年以前と同じく資本金三〇〇万円以下とすると、全国銀行の占める割合は漸減しているのである。

二八年まで資本金三〇〇万円以下の企業に対する全国銀行の融資残高は、毎年約一、〇〇〇億程度増加しているが、全国銀行の総融資残高に対する割合は漸減しており、二八年においては二七%にすぎず、七三%が資本金三〇〇

万円以上の企業に融資されている。したがって、銀行の中小企業融資残高に占める割合が高いからといっても、銀行は一般的には決して中小企業のための金融機関ではない。

全国銀行の中小企業融資残高は、二九年六月には、二八年一二月に比し資本金三〇〇万円以下において五二・八億八、〇〇〇万円、資本金一、〇〇〇万円以下において六二・三億九、三〇〇万円と、絶対額においても減少している。しかし全国銀行の総融資残高は増加している。これは銀行の選別融資の強化により、中小企業融資がしめだされているということを示しているものである。

全国銀行が、中小企業融資残高に占める割合を漸減してきているのに対して、中小金融機関たる相互銀行、信用金庫の割合は増加している。全国銀行が、二八年以降を資本金一、〇〇〇万円以下に引あげたため、相互銀行は一八・七%、信用金庫は一〇・一%と二七年に比し割合が減少しているが、二八年以降の全国銀行を資本金三〇〇万円以下にすると相互銀行は、二八年二二・八%、二九年六月二四・四%と増大し、信用金庫も一二・八%、一三・三%と増大しているのである。

商工組合中央金庫、国民金融公庫も融資残高、割合ともに毎年増大しているが、相互銀行、信用金庫ほど著しくはない。中小企業金融公庫は、二八年八月に法律が公布され、九月に業務を開始したが、中小企業融資残高に占める割合は二九年六月で一・七%にすぎない。

以上各種金融機関の中小企業金融に占める地位をその融資残高においてみたが、中小企業金融は、銀行、相互銀行、信用金庫によってその九三%までがおこなわれていることになり、政府金融機関たる中小企業金融公庫、国民金融公庫、および政府金融機関としての色彩の濃い商工組合中央金庫の占める比重は、非常に少く七%をおこなっているに

すぎないのである。しかし銀行は、その総融資残高の七三％を大企業、独占資本に融資しているのであり、また日本開発銀行等の政府金融機関は、尨大な資金を独占資本に融資しているのである。

以下各金融機関別に考察をすすめていこう。

二 銀行と中小企業金融

全国銀行は、前節でみたごとく中小企業融資残高の六〇％以上を占めているが、これを一一大銀行、債券発行銀行、地方銀行、信託銀行および全国銀行信託勘定別に各銀行の総融資残高および中小企業融資残高を示すと第七表のごとくである。

総融資残高においては、毎年一一大銀行が最も多く、つづいて地方銀行、債券発行銀行、信託銀行の順位になっており変化がない。これに対して中小企業融資残高においては、二七年までは地方銀行が最も多く、つづいて一一大銀行、債券発行銀行、信託銀行の順位であったが、二八年以降は一一大銀行が中小企業融資残高においても第一位を占めている。しかしこの順位の変化は、前節でのべたごとく統計作成上の理由によるものであって、二七年以前と同じく資本金三〇〇万円以下の融資残高をとってみると地方銀行はやはり最も多くなり、第一位を占めている。(第八表参照)

第七表、第八表においても各銀行の中小企業融資残高は、二九年六月において二八年一二月に比し減少していることがみられる。しかし各銀行の総融資残高は、増大しているのであるから、大企業への融資残高は、増加しているのである。この中小企業に対する融資の減少は、金融引締政策がとくに中小企業に不利に強化されていることを物語るものである。

第7表 銀行別融資残高(単位100万円)

年月 銀行別	25.12	26.12	27.12	28.12	29.6
11 大銀行	254,441	851,459	1,160,822	1,431,419	1,443,657
債券発行銀行	147,922	299,741	326,875	425,599	447,942
地方銀行	261,485	384,253	562,282	731,916	730,863
信託銀行	20,258	40,357	60,611	66,369	66,711
信託勘定	16,819	24,396	68,850	98,651	113,278
全国銀行	1,000,925	1,530,207	2,179,440	2,753,954	2,802,451

銀行別中小企業融資残高(その1)(単位100万円)

年月 銀行別	25.12	26.12	27.12	28.12	29.6
11 大銀行	137,190	176,391	246,566	465,766	431,729
債券発行銀行	23,060	25,934	32,192	61,589	57,739
地方銀行	144,330	198,466	280,096	453,789	428,141
信託銀行	3,625	4,393	5,484	11,910	11,891
信託勘定	3,814	4,469	5,534	12,356	13,517
全国銀行	312,028	409,653	569,872	1,005,410	943,017

- 〔備考〕1. 日本銀行統計局「本邦経済統計」「経済統計月報」商工組合中央金庫「商工金融」より作成
2. 昭和25年以降昭和27年まで資本金300万円以下、昭和28年以降資本金1,000万円以下の融資残高

第8表 銀行別中小企業融資残高
(その2) (単位100万円)

年月	28.12	29.6
銀行別		
11 大銀行	307,385	278,239
債券発行銀行	37,357	34,654
地方銀行	363,406	342,171
信託銀行	6,841	6,775
信託勘定	7,250	7,522
全国銀行	722,239	669,361

〔備考〕 商工組合中央金庫「商工金融」より作成

融は、ほと
中小企業金
行における
く、全国銀
圧倒的に多
高は、毎年
企業融資残
行との中小
行と地方銀
一一大銀

第9表 銀行別総融資残高中に占める
中小企業融資残高の割合

年月	25.12	26.12	27.12	28.12	29.6
銀行別	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
11 大銀行	24.7	20.7	21.2	21.5	19.3
債券発行銀行	15.6	11.3	9.8	8.8	7.7
地方銀行	55.2	51.6	49.8	49.7	46.8
信託銀行	17.9	10.9	9.0	10.3	10.2
信託勘定	22.7	18.3	8.0	7.4	6.6
全国銀行	32.1	26.7	26.1	26.2	23.8

〔備考〕 第7表の27年までと第8表より作成

んどこの一一大銀行と地方銀行とによっておこなわれている。しかしながら、中小企業と銀行との融資関係は、単に融資残高の多少によってのみ説明することはできないであろう。銀行の総融資残高のうち、中小企業融資残高がどれだけを占めているかという割合によってむしろ両者の関係が明らかになる。そこで各銀行の総融資残高と中小企業融資残高との割合をもとめると第9表のごとくなる。

第9表によれば、全国銀行では、中小企業融資残高の占める割合は、二五年の三二・一%から二九年六月には二三

第10表 銀行別貸出先数

銀行別	年月			
	25.12	26.12	27.12	28.12
11 大銀行	274,603	257,401	289,610	312,730
債券発行銀行	53,187	47,727	46,995	45,758
地方銀行	—	—	474,489	555,333
信託銀行	—	—	5,751	6,512
信託勘定	5,855	5,212	7,081	8,414
全国銀行	683,561	706,054	823,426	928,747

銀行別中小企業貸出先数

銀行別	年月			
	25.12	26.12	27.12	28.12
11 大銀行	256,831	236,027	264,248	296,658(284,088)
債券発行銀行	48,824	42,563	41,173	41,511(38,681)
地方銀行	—	—	458,927	545,105(535,790)
信託銀行	—	—	3,816	5,004(4,494)
信託勘定	4,887	3,785	4,860	6,492(5,945)
全国銀行	648,853	663,570	773,024	894,770(838,998)

〔備考〕1. 日本銀行統計局「本邦経済統計」経済統計月報より作成

2. 昭和27年までは資本金300万円以下、昭和28年は資本金1,000万円以下()内は資本金300万円以下の貸出先数

・八%と減少している。一般的に各銀行とも減少の傾向にある。

地方銀行は、二五年、二六年は総融資残高の二分の一を中小企業に融資していた。しかし割合は漸減し大企業への融資が、相対的にも増大していることがみられる。一一大銀行は二〇%程度、信託銀

行は一〇%程度にすぎず、とくに債券発行銀行は急激に減少している。長期資金融資の金融機関としての債券発行銀行と中小企業との関係は、ますます縁遠いものとなってきている。長期資金融資の金融機関としての債券発行銀行と中小企業との関係は、ますます縁遠いものとなってきている。

つきに各銀行別に総貸出先数と中小企業貸出先数をみると第一〇表のごとくである。

第11表 銀行別一件当たり平均融資額（単位1万円）

種別	企業別	年月			
		25.12	26.12	27.12	28.12
11銀行 大行	大企業	2,348	3,158	3,605	3,924 (6,008)
	中小企業	53	75	93	163 (157)
債行 券発銀行	大企業	2,867	5,366	5,030	5,486 (8,571)
	中小企業	48	61	78	159 (148)
地銀 方行	大企業	—	—	1,813	1,886 (2,718)
	中小企業	—	—	61	85 (83)
信託 銀行	大企業	—	—	2,849	2,950 (3,611)
	中小企業	—	—	144	265 (238)
信託 勘定	大企業	886	1,396	2,851	3,702 (4,526)
	中小企業	87	118	114	208 (190)
全銀 国行	大企業	1,957	2,638	3,193	3,568 (5,117)
	中小企業	48	62	73	118 (112)

中小企業金融と金融機関

- 〔備考〕1. 第7.8.10表より作成
 2. () 内は資本金1,000万円以下の場合である。
 3. 25, 26年の地方銀行と信託銀行は貸出先数が合算されて統計にでているので計算できない。

銀行別貸出先数においては、総貸出先数においても中小企業貸出先数においても地方銀行が約五〇%を占めている。つづいて一一大銀行で、両銀行とを合計すると総貸出先数に対しても、中小企業貸出先数においても、九〇%以上を占める。各銀行の総貸出先数に対する中小企業貸出先数の割合は、全国銀行においては九三%から九四

%を占め、大部分は中小企業への融資である。しかしこの割合においても地方銀行が高く、九六%を占めている。

一一大銀行もまた九一%は中小企業への融資である。

一一大銀行は、中小企業に対して貸出先数においては九一%であるが、融資残高は総融資残高の二〇%にすぎない。したがって九%の貸出先に総融資残高の八〇%を融資しているのである。これに対して地方銀行は、中小企業に対して貸出先数においては九六%であるが、融資残高は約五〇%であり、四%の貸出先に総融資残高の約五

○%を融資している。だから中小企業に対する貸出先数の割合、また総融資残高に対する中小企業融資残高の割合において地方銀行は、他の銀行に比すれば中小企業と最も密接な関係をもっているといふことができる。

つぎに各銀行の一貸出先に対する平均融資額をもとめてみよう。

一 大銀行、債券発行銀行、地方銀行、信託銀行の一貸出先当りの平均融資額をみると第一一表のごとくなる。大企業および中小企業においても一貸出先当りの平均融資額は、増加し大口化の傾向を示している。中小企業融資を資本金三〇〇万円以下とすれば、全国銀行においては、二八年の大企業は二五年より一、六一一万円増加しているのに比し、中小企業は七〇万円の増加にすぎない。一、大銀行においては、大企業は一、五七六万円増加したのに対し、中小企業は一〇〇万円しか増加していない。また債券発行銀行は、大企業二、六一九万円と一、大銀行の増加よりも著しいのに、中小企業は一、二万円しか増加していない。さらに資本金一、〇〇〇万円以下を中小企業融資とみれば、各銀行とも、大企業は、いつそうはなはだしく増加している。ところが中小企業は、資本金三〇〇万円以下とした場合の増加より少くなっている。一貸出先当りの平均融資額の増加はとくに大企業において顕著である。

つぎに各銀行別に、中小企業融資を資本金三〇〇万円以下の企業への融資として、中小企業の一貸出先当りの平均融資額をみれば、二八年において、信託銀行は二六五万円、一、大銀行は一六三万円、債券発行銀行は一五九万円、地方銀行は八五万円となり、各銀行によつてことなっている。地方銀行の一貸出先当りの平均融資は、他の銀行に比し著しく小額であるといふことがわかる。

資本金一、〇〇〇万円以下の企業に対する融資を基準としてみると、各銀行の大企業、中小企業との一貸出先当りの平均融資額の差額はさらに著しくなる。すなわち二八年において一、〇〇〇万円以上の資本金を有する大企業への

一貸出先当りの平均融資額は、債券発行銀行八、五七二万円、一一大銀行六、〇〇八万円、信託銀行三、六一一万円、地方銀行二、七一八万円と、資本金三〇〇万円以上の企業を基準とした場合に比し、著しく多額となる。資本金を基準としてみても、資本金の大きい企業ほど、融資額が多額となっているということがいえる。これに対して資本金一、〇〇〇万円以下の企業への一貸出先当りの平均融資額は、資本金三〇〇万円を基準とした場合よりも、逆に減少している。また資本金三〇〇万円以上一、〇〇〇万円以下の企業への一貸出先当りの平均融資額を計算すると、一一大銀行一、三四九万円、債券発行銀行八五六万円、地方銀行九七〇万円、信託銀行九九三万円となり、資本金三〇〇万円以下への融資がいかに少額であるかということがわかるであらう。

(4) 一一大銀行と中小企業金融

一一大銀行は、銀行の中小企業金融において貸出先数の三三%、融資額の四三%を占めており、地方銀行について大きな比重を占めている。しかし一一大銀行の総融資額に対してはわずか二〇%にしかすぎない。その巨額の資金量に比すれば中小企業融資は少額である。ここに一一大銀行の中小企業金融への冷淡さに対する批難が生ずる。この批難を回避し、中小企業金融対策を他へそらさんとして「中小金融特別店舗」が昭和二五年四月以降設置された。当時一一大銀行の資金を中小企業金融のために引出そうとする種々の案が出されたが、結局は中小金融特別店舗が設置せられることになったのである。中小金融特別店舗とすることがよいという理由として(1)「支店長も担当の仕事となれば、それに専心できるし、小企業への金融の途がしっかりできてくる」ということ、(2)「銀行の立場としても別にすることによって、経理もはつきりする」利点のあること、そして最後に(3)「将来何らかの制度上の特典を与えることができる」という点があげられた。(中小工業所、研究第四号〔叢書第九号〕「中小金融特別店」昭和二五年九月)

一一大銀行は、中小企業者の批難をこれによって回避し、その業務の開始によって預金吸収という利益を獲得したばかりでなく、加えるに中小金融特別店舗を設置することによって「何らかの制度上の特典」をうることができたのである。戦後、店舗の増設は制限せられていたが、一一大銀行は、この中小金融特別店舗の設置にともない店舗の配置転換をおこない店舗の新設、移転によって、店舗の配置を調整したのである。(註)

(註) 「中小金融特別店舗の設置は(1)店舗の配置転換の一環として新設、移転等の方法により行うもの、及び(2)既存店舗を変更する方法によるもの」に限り、店舗数の増加を見るような新設は認めないと共に、既存店舗の変更による場合も特に、これらため代替店舗の新設を認めることはしない。但し、全般の店舗配置の合理的調整のため必要あるものについては、本措置と切り離して、店舗の配置転換を考慮する」(『中小金融特別店舗の設置について』昭和二五年三月二四日 銀々第一四六号「中小金融特別店舗設置要領」)

融資対象は、当初資本金または資産三〇〇万円以下の企業であったが、二六年四月以降従来より取引関係のあるものにかぎり五〇〇万円以下にあらためられ、二八年一〇月以降は一、〇〇〇万円以下と漸次拡大され、それとともに融資限度も一取引先に対し累計三〇〇万円以下から、二六年四月以降五〇〇万円以下、二八年一〇月以降は一、〇〇〇万円以下に改正された。

また、中小金融特別店舗は、その設置地域に制約があり、東京、大阪、名古屋、神戸、京都、横浜、福岡の七大都市にかぎられている。二九年三月末で七六店舗をかぞえ、地域別には、東京二八店舗、大阪一九店舗、名古屋五店舗、神戸九店舗、京都八店舗、横浜二店舗、福岡五店舗となっており、銀行別には、三菱一三、住友一一、三井、大和各々八、富士、第一各々七、三和、神戸各々六、東京三、協和二となっている。(大蔵省銀行局「金融年報」二九年版)

中小金融特別店舗の設置がこのように七大都市にかぎられているので、大都市における中小企業との関係は深まり

その連繋は強まってはいるが、しかし全体的にいつて、中小企業金融の円滑化にはそれほど役立つていない。融資は主として大都市の独占資本の系列下にある下請中小企業に対しておこなわれているから、中小金融特別店舗設置による一大銀行の中小企業への融資は、単に中小企業金融の円滑化のためばかりでなく、それがまた独占資本の強化に役立つている。端的にいえば独占資本の系列下にある下請中小企業に対する金融の円滑化であり、独占資本のための融資なのである。預金が著しく増大しているにかかわらず、貸出がそれほど増大していないということの本質はこの点にあるのである。中小金融と銘打つてはいるもの、それはかならずしも中小金融の円滑化のためばかりでなく、むしろ独占資本の系列下にある下請中小企業に対する金融を円滑化することによって独占資本を強化するための中小金融特別店舗にはかならない。

二六年四月および二六年一二月大蔵省銀行局は、中小金融特別店舗の融資の積極化を通知した。しかし預金に対する貸出の割合は、依然として低位にある。すなわち中小金融特別店舗は、預金の吸収機関となっているのである。

(第一表参照)

中小金融特別店舗は、その融資にあたって信用保証協会をより多く利用した。したがって信用保証協会制度の普及には役立つた。しかし同協会の利用は、中小企業融資にとまなう危険を回避するという点にある。

また中小金融特別店舗にかぎらないが、銀行は融資にあたって、歩積、両建を強制し、事実上金利を引あげている。

(四) 債券発行銀行と中小企業金融

債券発行銀行とは、日本銀行の「経済統計月報」によると長期信用銀行、日本興業銀行(以上長期信用銀行法による銀行)と旧特別銀行の日本勧業銀行、北海道拓殖銀行(以上銀行法による銀行)の四行である。長銀、興銀は、長期信用銀行

法（昭和二七年六月法律第一八七号）にもとづく債券発行銀行であり、勧銀、北拓は、普通銀行としてその資金源の大部分を預金によつてゐるが、旧特銀として債券勘定をもつてゐるので債券発行銀行のなかに入れられてゐる。債券発行銀行の中小企業融資額の総融資額に対する割合は、前述のごとく急激に減少してきており、中小企業の長期資金を債券発行銀行より借入れることは、ますます困難となつてゐる。しかも融資

第12表 中小金融特別店舗預金及び貸出の推移

(単位 100 万円)

年 月 項 目		25.12	26.12	27.12	28.3	29.3
		預 金 A	11,820	24,039	39,755	44,722
貸 出 B	4,081	9,511	16,810	19,157	22,718	
B/A	34.5%	41.2%	42.3%	42.8%	41.9%	

〔備考〕 27年まで商工組合中央金庫「商工金融」28年以降大蔵省銀行局「金融年報」29年版より作成

先の中企業は、独占資本系列下の下請中小企業である。ところで債券発行銀行の資金源である債券はその五〇%が資金運用部によつて保有されている。資金運用部の資金は、その八七%までが（昭和二九年六月末）大衆の零細貯金、保険であり、郵便貯金、簡易生命保険、厚生保険等の預託金からなつてゐる。この大衆の預貯金をもつて債券を消化し、債券の発行によつて資金を吸収した債券発行銀行は、その一〇%たらずを中小企業に対して融資するにすぎず、その大部分を独占資本に融資してゐるのである。だから、債券発行銀行は大銀行支配の補充銀行なのである。

い 地方銀行と中小企業金融

地方銀行は、毎年総貸出先数の九六%を、そして総融資額の約五〇%を中小企業に向けており、銀行の中では最も中小企業と関係が深い。しかし地方銀行といつてもその数六六行におよびその規模においても預金四〇〇億円もある銀行もあれば、二億円の預金をもつてゐるにすぎない銀行もあり、貸出業種も、

一貸出先当りの融資額も、総融資額も、また総融資額の何%を中小企業に対して融資しているかというその割合にも差があり、それぞれの銀行によってことなっている。

地方銀行のうち、とくに大きい地方銀行には、大企業へ融資を集中しようとする傾向がある。すなわち地域的にかぎられた地方産業との関係をその地方の有力者の企業、あるいは比較的大きい特定の企業に限定し、一般の地方産業と中小企業への融資を意識的に回避し、大企業への融資を促進しようとしている。

大企業への融資の道を開くために、大都市に店舗を設け、大銀行との協調融資に力を入れている。東京に支店をもつ地方銀行は、東京に本店をもつ銀行を除いて、埼玉銀行の一二店、千葉銀行の七店をはじめ一八行におよび、東京に事務所をもつもの六行となっている（『金融年鑑』五三年版）。これら東京に支店あるいは事務所を設けている銀行は、地方銀行でも上位の部類に属する銀行である。

大企業へ融資を集中しようとしている地方銀行は、大都市店舗における融資に重点をおき、地方産業とはなんらの関係もない大企業への融資に力を入れている。

だが、地方銀行が大企業へ融資を集中しようとし、大企業への融資の道を開こうとする傾向は、逆に大銀行のもとに従属することを促進している。なぜなら、大企業への融資のためには大銀行と協調融資をおこなわざるをえないが、地方銀行が地元で吸収した資金は、大銀行との協調融資によって大銀行の資金を補足し、独占資本に融資されることになるからである。これはむしろ大銀行、独占資本の望むところであり、地方銀行は、地方産業、中小企業を収奪して独占資本に奉仕しているのである。

他方、地方銀行には、地方産業、中小企業との関係を完全にふりきって行けず、地方産業、中小企業と緊密な関係

にある地方銀行がある。このような地方銀行は、中小の地方銀行に属し、地域的にかぎられた地方産業、中小企業へ資金の大部分を融資している銀行である。

それでは、このような地方銀行の分化は、なにによっているのであろうか。

戦後、地方銀行は、大銀行の圧迫により、他方では後述する相互銀行、信用金庫の進出により、また一県一行主義の放棄にともなう新設地方銀行の出現により競争が激化し、弱体化されたが、この競争関係のなから地方銀行の動搖、分化がおこなわれるようになった。すなわち一方では、大銀行に従属し、独占資本に奉仕する地方銀行が続出し、他方では、これに対して大銀行を尻目に強大振りを誇る地方銀行も現われ、また地方銀行みずから相互銀行、信用金庫を従属させて行く地方銀行、そしてまた地方産業、中小企業と密接に結びついている地方銀行もでてきた。しかし地方銀行は一般的には大銀行の支配の強化によって大銀行の従属下におかれているということができた。

昭和二十四年一〇月池田蔵相は、国会において一県一行主義を放棄し、地方銀行の新設を許可する態度を明らかにした。それ以来各地で銀行新設の動きが起り、翌二五年一月東北銀行の設立を皮切りに現在までに一二行が新設された。

これらの新設地方銀行は、「地方中小企業金融緩和のため」と称されて設立された。これにともなって地方銀行間の競争は激化し、既存地方銀行の地方独占は脅かされた。しかし問題はこれのみでなく、多くの新設地方銀行が大銀行の主導のもとに設立されたものであるということに大きな問題がある。すなわち既存地方銀行の地方独占の打破が一面で大銀行の主導のもとにおこなわれているのである。新設地方銀行は、大銀行の下請銀行として地方の資金を吸収して大銀行の資金を補足するという役割をもっているのである。

したがって新設地方銀行は、その設立の表面の理由であった「中小企業金融緩和」としてよりも、むしろ大銀行の下請銀行として預金の吸収機関として、また大銀行の系列下にある大企業あるいは下請中小企業へ融資をする銀行として設立されたのである。(註)

(註) 昭和二五年以降新設された地方銀行はつぎの通りである。二五年―東北銀行、大阪不動銀行、二六年―泉州銀行、北海道銀行、池田銀行、東京都民銀行、二七年―千葉興業銀行、武蔵野銀行、関東銀行、河内銀行、筑邦銀行、二八年―富山産業銀行、以上一二行である。

大銀行と新設地方銀行との間にはつぎのような結びつきがあると伝えられている。三井銀行と東北銀行、筑邦銀行、第一銀行と大阪不動銀行、北海道銀行、富士銀行と千葉興業銀行、大和銀行と武蔵野銀行。(政治経済研究所「政経月誌」一二号)

大銀行に対する地方銀行の従属関係は、協調融資における地方銀行の資金の動員という取引関係のほか、「銀行引受手形」(大銀行の手形を再割引するという方法による資金の動員)、大銀行の保証による融資(地方銀行は、大銀行に保証料を支払う)、「金融機関預金」「コール」等の取引関係において、また大銀行より地方銀行への重役派遣による人的関係、株式保有関係においてみられる。

金融機関間の資金の利用状況をみると第一三表のごとくである。

地方銀行と中小企業との関係は、前にみたごとく、一般的には他の一二大銀行、債券発行銀行に比較して密接な関係をもっている。しかし中小企業融資の割合は漸減しており、大企業へ融資を集中しようとする傾向があり、これに

第13表 金融機関間の資金利用状況
(29年6月末) (単位 100万円)

金融機関		11大銀行	地方銀行	相互銀行	信用金庫
項目					
A	金融機関預金	76,061	39,700	2,253	1,400
	コールマネー	28,215	2,254	28	—
B	預け金	12,895	17,518	16,994	37,105
	コールローン	479	10,160	5,258	2,066
	銀行引受手形	546	9,929	—	—

中小企業金融と金融機関

- [備考] 1. 日本銀行統計局「経済統計月報」より作成
 2. Aは他の金融機関からの資金吸収を示し
 Bは他の金融機関への資金放出を示す
 3. 預け金には金銭信託を含む

よって大銀行の従属のもとにおかれており、かならずしも地方銀行が、地方産業、中小企業の金融機関であるとはいえない。しかし他方には、地方産業、中小企業との関係をふりきることのできない地方的な地方銀行もあるのである。

地方銀行は、戦後の競争激化、弱体化により動揺をていし、この動揺の過程において地方銀行の役割は変革し、分化がおこなわれている。すなわち一方では、大銀行の従属下に入り、大銀行の下請銀行として独占資本に奉仕する地方銀行へ、他方では、地方産業、中小企業と結合し、反独占資本の立場に立つ地方銀行への分化がおこなわれているのである。

三 中小金融機関

中小金融機関としての相互銀行、信用金庫は、昭和二六年六月それぞれの法律にもとずいて無尽会社から、そして信用協同組合

から改組されたものである。この改組の目的は「第一に独占資本の外業部として『危険な仕事』を請負わせること、第二に分散した小額の資本、貨幣収入を更に一そう吸い上げて独占資本の統制下に置くこと」(「日本資本主義講座」第
 四卷二一五ページ)にあるとされている。

相互銀行、信用金庫が、独占資本の外業部として「危険な仕事」をし、また資金を吸収してそれが独占資本の支配下におかれるようになっていゝことは否定することができない。しかし相互銀行、信用金庫が、独占資本の外業部としてのみの存在であるかどうかは問題であると思う。中小金融機関として中小企業とともに独占資本に対立し、平和産業を守る中小企業のための金融機関となりうる条件がないとはいえないからである。

(1) 相互銀行

相互銀行は、昭和二六年三月、自由、民主、社会の三党共同提案による議員提案として第一〇国会に提出され、六月五日に公布、施行された相互銀行法にもとずいて、三年間の経過期間内の無尽会社よりの改組により、または新設によって設立された。

相互銀行には、「一定の期間を定め、その中途又は満了のときにおいて一定の金額の給付をすることを約して行う当該期間内における掛金の受入」の業務、すなわち無尽業務があり、この業務は相互銀行にのみ許されている。そのため従来無尽業務をおこなっていた無尽会社が、物品無尽会社を除いてその大部分が相互銀行に改組した。無尽会社は、昭和六年に制定されその後若干の修正を加えられた無尽業法によれば、資本金一〇万円以上で払込金額五万円以上の株式会社、一定の地域内で無尽を営むものにかぎられ、免許権は大蔵大臣にあった。ただし余裕金の運用は、(1)有価証券の応募、引受または買入、(2)有価証券または不動産を担保とする貸付、(3)金銭の給付をなす無尽の掛金者に対し契約給付金額を限度とする貸付、(4)銀行への預け金または郵便貯金、(5)信託業務を営む銀行または信託会社へ命令の定むるところによりなす金銭信託、(6)金銭および有価証券以外の財産の給付をなす無尽の給付のため必要ある財産の取得等にして命令の定むるものにかぎられていたし、取締役は連帯して弁償の責任があった。

もつとも二〇年一〇月「銀行等特例法施行令」第四条により預金の取扱いが認められ、一二月以降預金業務を開始し、これにともなつて預金担保貸付が認められていた。

これに対して相互銀行は、相互銀行法により、大蔵大臣の免許をうけて無尽業務を営むことには変りはないが、資本金は人口五〇万以上の都市に本店を有するものは三、〇〇〇万円その他は二、〇〇〇万円以上の株式会社でなければならぬとなり、業務では、(1)預金または定期預金の受入、(2)資金の貸付または手形の割引、(3)有価証券、貴金属の保護預り、(4)有価証券の払込金の受入またはその元利金もしくは配当金の支払の取扱等と広汎となり、さらに二八年八月相互銀行法の一部改正により内国為替取引業務が加えられた。

業務においては、銀行との差は、外国為替業務が認められないことのみでほとんど小銀行化した。しかしながら銀行と比較して相互銀行は、つぎのような特異性をもっている。まず(1)相互銀行は、銀行とほとんど同一の業務をおこなうが、その最も主要な業務は、無尽業務であつて、これは相互銀行にのみ認められている。したがつて銀行の業務には無尽業務はない。(2)反面、相互銀行には、外国為替業務は認められていない。(3)相互銀行の貸出は、同一人に対し自己資本の一〇〇分の一〇をこえることができない。(4)相互銀行は、定款をもつて、その営業区域を定め、その営業区域外で業務を営むことはできない。また営業区域を変更するときは大蔵大臣の認可をうけなければならない。(5)相互銀行は、預金の支払準備として、その定期性預金総額の一〇〇分の一〇、定期性預金以外の預金総額の一〇〇分の三〇に相当する金額の合計額以上に相当するものを、現金、他の銀行への預け金もしくは貸付金、または国債、地方債、その他大蔵大臣の指定する有価証券をもつて保有しなければならない。

以上五つの特異性を相互銀行はもっているが、その業務においては、ほとんど地域的小銀行化しているのである。

第14表

掛金および預金の推移

(単位100万円)

年月 項目	26.12		27.12		28.12		29.6	
	掛金 A	110,658	100	139,355	137	194,245	191	211,673
預金 B	33,877	100	79,476	235	115,949	313	118,700	350
A + B	135,535	100	218,831	161	310,194	229	330,373	243
$\frac{B}{A+B}$	24.9%		36.3%		37.3%		35.9%	

〔備考〕日本銀行統計局「経済統計月報」より作成

相互銀行は、無尽業務を認められた唯一の金融機関である。ここに相互銀行の最も特徴的な性格があるのであるが相互銀行の小銀行化への傾向は、この無尽業務の停滞という点においてまず現われ、それに対する預金、貸付業務の進展によって説明することができる。相互銀行の資金源である掛金および預金の推移をみると第一四表のごとくである。

掛金の増加率は、二六年一二月に比し二・〇八倍であるのに、預金の増加率は三・五〇倍と著しく増加している。これを預金の占める割合でみれば、預金の割合は二四・九%から三五・九%に増大している。このように預金が掛金に比し相対的に顕著な増加を示しているのは、掛金による資金の増加をはかるよりも、預金の吸収に異常の努力をはらったことによる。

契約高をみると、前年同月に対する増加率は、二六年三月四九・四%、二七年三月四七・二%、二八年三月三二・一%、二九年三月一八・五%と減少し、二九年三月以降は、金融引締政策の反映された結果として絶対的にも減少している。

預金業務の進展は、相互銀行の銀行化の傾向を示す一つの指標であるが、預金の内訳をみるといっそうこの傾向がはっきりしてくる。預金の内訳をみると第一五表のごとくである。

第15表 相互銀行預金内訳 (単位100万円)

年月	26.12	27.12	28.12	29.6
定期性預金	(100) 23,763	(182) 43,363	(284) 67,621	(321) 76,369
要求払預金	(100) 8,442	(271) 22,908	(483) 40,815	(485) 40,944
政府指定預金	1,669	13,200	7,510	2,384
計	(100) 33,877	(235) 79,476	(813) 115,949	(350) 118,700
内 公 金 預 金	417	1,299	2,435	2,903
金融機関預金	232	1,163	2,540	2,253

- 〔備考〕 1. 日本銀行統計局「経済統計月報」より作成
 2. 定期性預金は定期預金、定期積金の合計額、要求払預金は当座預金、普通預金、通知預金、別段預金、納税準備預金の合計額である。

第16表 相互銀行融資残高 (単位100万円)

年月	26.12	27.12	28.12	29.6
給付金	(100) 76,552	(125) 96,084	(157) 120,709	(162) 124,136
貸付金	(100) 54,746	(180) 98,820	(284) 155,815	(302) 165,371
割引手形	(100) 1,398	(542) 7,583	(1069) 14,951	(1056) 14,771
計	(100) 132,696	(153) 202,437	(219) 291,475	(229) 304,278

- 〔備考〕 日本銀行統計局「経済統計月報」より作成

すなわち定期性預金の増加率に比し、当座預金を中心とする要求払預金の増加率が著しく高いことがわかる。しかし定期性預金は、その相対的比率においては減少しているが、絶対額においては要求払預金を上廻り、六〇%を保っている。ここに相互銀行が零細資金の吸収機関であるということを確認することができる。

政府指定預金は、昨年秋からの金融引締政策に対応して政府の指定預金引揚げにともない減少している。

また相互銀行の融資状況をみても、その銀行化の一端が説明される。

第一六表は二六年以降の融資状況を示したものである。

全金融機関の中小企業融資残高における相互銀行の地位は、すでに第六表においてみられたごとく、二六年二〇・七%、二七年二一・四%、二八年二二・八%、二九年六月二四・四%(二八年以降銀行の中小企業融資基準を資本金三〇〇万円以下のものとする)と、漸次中小企業金融における地位を高めているが、融資状況の内訳をみると、第一六表のように貸付金、割引手形の増加が目立って著しい。給付金と貸付金をとれば、二七年を境として給付金は、貸付金を下廻り、その後の動きは増加を示しているもののその増加率は鈍化しており、貸付金との差が大きくなってきている。貸付金の著しい増加は、従来の無尽会社における圧倒的な融資形態であった給付から、相互銀行転換後その融資形態が、貸付に移行したことを示すもので相互銀行が銀行化していることを物語っている。また手形割引の業務は、相互銀行転換後あらたに認められ、その額は急速に増大し、増加率は貸付金の増加率をはるかに上廻っており、ここにも相互銀行の銀行化がみられる。

このように預金の著しい増加、それに対応する貸付、手形割引の急速な進展とともに、当初には認められなかった内国為替業務が二八年八月相互銀行法一部改正により認められることになり、相互銀行の銀行化はますます促進されるようになった。

以上のごとく、相互銀行は、転換後、その主要業務たる無尽業務の停滞、それに反して預金、貸付業務の著しい進展のうちに銀行化がすすんでいる。しかし反面、いわばこの相互銀行の銀行化を阻止する種々の規定がある。すなわ

ち営業区域の設定、資金融通の制限等である。

相互銀行は、相互銀行法第八条にもとずいて営業区域を定めなければならない。営業区域外での業務は認められず営業区域の変更には大蔵大臣の認可を必要とする。したがって相互銀行は、一定の地方を基盤とする地方的性格をもっている。地方銀行が地方的であるとはいっても銀行には法律的规定はないが、相互銀行の地方的性格は、法文によって規定されているのである。相互銀行に銀行化の傾向があるとしてもおのずから限界があるのである。

つぎに資金融通の限度は、相互銀行法第一〇条に規定され、同一人に対して自己資本の一〇〇分の一〇をこえてはならないとされている。(註)

また相互銀行の主要業務が無尽業務であるということ、さらに資金源についての制限として、銀行等の「債券発行等に関する法律」の適用がないという点もあげることができる。

(註)昭和二八年九月一九日付で「相互銀行及び信用金庫の信用供与の最高限度について」という大蔵省通牒が出された。これによって、同一人に対する融資の最高限度は、一、〇〇〇万円とするのが適当であるということが指示された。同一人に対する融資が自己資本の一〇〇分の一〇をこえてはならないという規定にもとずけば、一、〇〇〇万円は、自己資本一億円となる。しかし現在自己資本一億円以上の相互銀行は相当数あるので法律上一、〇〇〇万円の融資は可能である。しかるに大蔵省は、同一人に対する融資の最高限度を一、〇〇〇万円とするのが適当であるという指導方針を明らかにし、相互銀行の銀行化を妨げている。

相互銀行は、以上のごとく一方において銀行化の傾向をもち、他方において相互銀行として種々の規定に拘束されている。ここに相互銀行の性格があり、いわゆる中小金融機関といわれるゆえんがある。

第17表 相互銀行・現金・預け金・コールローン
有価証券推移 (単位100万円)

年 月 項 目	26.12	27.12	28.12	29.6
	現 金	1,928	6,708	10,596
預 け 金	6,618	16,056	17,158	16,994
コ ー ル ロ ー ン	264	1,515	1,443	5,258
有 価 証 券	2,189	4,346	6,777	8,554

- 〔備考〕
1. 日本銀行統計局「経済統計月報」より作成
 2. 預け金は大銀行に預けられ、コールローンは大銀行によつて利用される
 3. 有価証券の増加は、主として金融債、独占資本の社債である。

つぎに相互銀行の大銀行による従属の形態をみよう。

相互銀行は、相互銀行法第一三条によつて預金の支払準備を保有しなければならぬということが、前にものべたごとく強制されている。支払準備は、現金、他の銀行への預け金もしくは貸付金、大蔵大臣の指定する有価証券の形態でおこなわれるが、これらの推移をみると第一七表のごとくである。

現金、預け金、コールローン、有価証券の増加は、一方において支払準備の強化を意味し、相互銀行の信用基盤を強めているが、他方においては資金運用上かんばしくない結果をまねいている。しかし重要なことは、預け金、コールローン、有価証券の形態で資金が大銀行に吸いあげられているということである。相互銀行に対する預金の支払準備の強制は、預金者を保護するためということを利用して相互銀行が吸収した中小企業の資金、大衆の掛金、預金を大銀行がさらに吸収し、大銀行、独占資本の支配下に相互銀行を従属せしめるための強制なのである。

また二八年八月法律の改正により、内国為替業務が認可されたが、一部の相互銀行を除いては手形交換に直接参加することができないので（日本銀行と取引関係がないので内国為替集中決済加盟銀行

のなかに加えられないため）銀行とコルレス契約を結び銀行に「代理交換」を委託している。かくして手形交換に必要な決済資金が大銀行に集中され、相互銀行の資金が吸いあげられている。

相互銀行は、以上のような性格をもち、中小企業への融資をおこない、また中小企業金融公庫、国民金融公庫等の代理業務をおこない中小金融機関として発展してきている。そして、それが独占資本の外業部として「危険な仕事」にたづさわり、独占資本のために預金を吸収する機関としての役割をはたしていることは、否定できない事実である。

しかしまた反独占資本の立場に立ち、平和産業にたづさわる中小企業とともに発展する金融機関としての条件をもち、中小企業のための金融機関としての役割をはたすのも信用金庫とともに相互銀行であらねばならない。

(四) 信用金庫

信用金庫は、昭和二六年六月一五日公布施行された信用金庫法にもとづいて信用協同組合から改組されたものである。わが国の信用組合は、明治三三年産業組合法の制定によって産業組合の一種として発足し、大正六年同法の第三次改正により市または主務大臣の指定する市街地の組合にとくに「手形の割引」「員外預金の受入」の業務が認められ、また他業の兼営が禁止され、いわゆる「市街地信用組合」(正式には「産業組合法第一条第四項による組合」となった。その後昭和一八年三月市街地信用組合法が制定され、いわゆる「市街地信用組合」は市街地信用組合となり、その業務は産業組合法によるよりも拡張され、純然たる協同組合の理念をこえる金融機関としての形態をとって発展した。しかるに戦後「経済民主化」の一環として各種の協同組合法が廃止され、昭和二四年中小企業等協同組合法が制定されるにおよび、市街地信用組合法も廃止され、市街地信用組合は、中小企業等協同組合法および「協同組合によ

る金融事業に関する法律」とにもとずいて信用協同組合に改組された。信用協同組合は、主として市街地信用組合から改組されたものが多いが、その他の各種協同組合から改組されたものもある。ところがこれらの信用協同組合には、二つの類型があり、それぞれ性格をことにしていた。第一の類型は、大規模の信用協同組合にみられ「一定の地域を基盤とし一般大衆の利用する金融機関としての機能をもつ」（現代金融講座②「金融機構」一四九ページ）信用協同組合で、組合員は多く、また広汎であるため、総会の開催、役員の選挙等にも困難をとめない、かつ経営方法は信用協同組合的であるよりむしろ小銀行的であった。

第二の類型は「特定の事業者、勤労者を基盤とし組合員のみ純然たる協同組織としての活動を目的」（前掲書一三九―四〇ページ）としている信用協同組合である。この性格のことなる組合を同一の法規をもって律し、とくに中小企業等協同組合法の主眼が後者の類型におかれているのは適当でないといふので二六年信用金庫法を制定し、信用金庫の制度を設けた。これにより第一の類型に属する信用協同組合は、信用金庫に改組され、第二の類型の信用協同組合は中小企業等協同組合法および「協同組合による金融事業に関する法律」を改正してその業務範囲を組合員（家族を含む）のみに限定し、組合員以外との取引を認めず、法人の加入も非営利法人のみにかぎられ、相互扶助の信用組合として存続することになった。

そこで信用金庫と信用協同組合とを比較しながら両者の性格をみてみよう。

信用金庫と信用協同組合は、組織の面でもとも非営利の協同組織であるという点においては同様であるが、しかし信用金庫は、一定の地域に基礎をおき、その地域内に住所または居所を有する者、常時使用する従業員三〇〇人以下の事業所を有する者、および勤労者を会員とする地縁的な協同組織であり、特定の事業者または勤労者のみを組合員

とする同業者の結合という形の協同組織である信用協同組合とは本質的にことなっている。

設立は、信用協同組合には、定款その他が法令に違反することがなければ行政庁は認証をしなければならないと規定されており、行政庁の監督はないが、信用金庫には大蔵大臣の免許を要し、事業を開始したときは遅滞なく大蔵大臣に届出なければならないと規定され、大蔵大臣の監督がある。さらに定款の変更、業務の種類、方針の変更、事務所の変更にとも大蔵大臣の認可を要し、会員のためにする内國為替取引をおこなう場合にも大蔵大臣の認可を要する。また、大蔵大臣は、信用金庫法による免許または認可に関する申請、届出、業務報告書その他の書類の提出、その他に關しこの法律を実施するための必要な手続を定めることができることになっており、またその権限の一部を地方支部局長におこなわせることができることになっている。そしてまた信用金庫は、銀行法の適用をうける部面が多い。このように中小金融機関に対する政府の支配権は強化された。したがって中小企業者の金融機関であるとはいいながらも、信用金庫には組合の自由な空気が失われている。なお信用金庫の設立には、出資金の最低限度が規定されており、人口五〇万以上の都市では一、〇〇〇万円、その他五〇〇万円以上となっている。

役員を選任方法は、信用協同組合は、無記名投票の選挙によるが、信用金庫は総会の議決により、信用金庫連合会の役員には員外役員を認めている。

信用金庫を信用協同組合から分離し、大蔵大臣の支配権を強化し、員外役員を認めるごとく改組した目的は、独占資本が組合の事業を骨抜きにし、金融事業を自己の支配下におくことにより、中小企業等協同組合という大きな組織を自己の傘下に集めることであつたのである。

これを業務の面からみれば、いっそう明らかとなる。すなわち組合員(家族を含む)だけの預金を取扱ひ組合員のみ

めに貸付、手形割引また組合員の家族の預金を担保とする貸付をおこない純然たる組合員の相互扶助的性質をもって
いる信用協同組合に対し、信用金庫は、会員外の預金を受入、預金を担保とする会員外への貸付をおこない、大蔵大
臣の認可をうければ内国為替業務をもおこない、また余裕金は、地方公共団体、銀行、その他の金融機関に貸付ける
ことができ、業務は広汎化し、外国為替業務が認められていないほか銀行との差異はほとんどなくなり、協同組織の
金融機関というよりかむしろ小銀行化しているのである。

信用協同組合から信用金庫に改組され、「協同」の二字が除去されているように協同的色彩はうすれ、協同組織を
採用しているとはいいながら本質的にはなんら協同的でなくなり、信用金庫は地域的小銀行化し、独占資本の支配下
におかれ、独占資本の外業部としての役割をはたしているのである。

信用金庫は、相互銀行と同じく預金の一定の割合を、すなわち定期性預金の総額の一〇〇分の一〇、定期性預金以
外の預金の一〇〇分の二〇に相当する金額の合計額以上を預金の支払準備として現金、預け金、金銭信託、有価証券
の形態においてなされることが強制されている。また信用金庫は、大蔵大臣の認可をうれば内国為替業務をおこな
えるが、信用金庫は、日銀の内国為替集中決済機構に参加することができないので、全国信用金庫連合会を決済機関と
しあるいは銀行に代理交換を委託している。かくして手形交換決済資金は支払準備金とともに大銀行に吸いあげら
れ、その支配下におかれている。

信用金庫は、会員の相互扶助的性質はうすれたが、しかし組織は協同組織である。信用金庫が、協同組合の組織化
を阻害するものとして独占資本に利用され、その支配下におかれているとはいえ、やはり中小企業には最も関係が深
いのであるから中小企業間の相互扶助の金融機関としての条件を充分備えている。平和産業に従事する中小企業の人

めの金融機関となることの期待が信用金庫に最もかけられる。

四 政府中小金融機関

ここに政府中小金融機関としたのは、商工組合中央金庫、中小企業金融公庫、国民金融公庫である。商工組合中央金庫を政府中小金融機関としたのは、それが政府金融機関としての色彩が濃いためである。政府中小金融機関の中小企業融資残高における地位は、第六表でみたごとく低位である。

(イ) 商工組合中央金庫

商工組合中央金庫（以下商工中金と略す）は、昭和十一年五月公布施行された商工組合中央金庫法にもとずいて設立され、今日におよんでいる。その目的とするところは、中小企業等協同組合に対する金融の円滑をはかるため必要な業務を営むことにある。

したがって融資対象が所属組合またはその組合員にかぎられているという点にその特徴がある。

しかし商工中金が、中小企業等協同組合およびその組合員たる中小企業者のための、組合、および組合員たる中小企業者自身の金融機関であるかどうか、疑問の点が多々ある。

その第一は、政府の監督支配権が非常に嚴重であるということである。

商工中金の資本金は、設立当初より政府出資と組合出資とからなりたっていた。すなわち、設立当初の資本金一、〇〇〇万円のうち、半額の五〇〇万円は政府出資であった。資本金は一八八三、〇〇〇万円に増資されたがその半額は同様に政府出資になっていた。戦後、金融機関再整備の結果、資本金は四二〇万円となり、これにともない政府

出資は二一〇万円に減じた。その後は、政府出資の増額はおこなわれていない。資本金の増資は、もっぱら組合出資によっておこなわれた。資本金においては、政府との関係はうすれたようである。しかし二五年五月には、五億円の見返資金による優先出資がなされ、単に政府との関係のみならず、あらたにアメリカの支配が商工中金にもかぶさってきた。

政府との関係は、資本金においてのみでない。政府の支配、監督権は、強固に規定されている。役員は主務大臣の任命であり、業務は主務大臣により監督され、定款の変更、剰余金の処分には主務大臣の認可を要し、主務大臣は、業務および財産の状況に関し報告をなさしめ検査をなし、その他監督上必要な命令を発し、または処分することができ、必要あるときは貸付、手形割引または保証についてその金額または方法を制限することができ、また主務大臣は、監理官を置いて業務を監督させる等々の種々の監督権、管理権をもっている。このように政府の監督、支配は嚴重である。したがって融資の場合、政府の発言は非常に強い。

第二は、商工中金の資金源を制限することによって政府、独占資本は支配の手をのびしているということである。預金の受入は、二六年一二月の改正までは組合のみにかぎられていた。このことは商工中金が、中小企業者の相互扶助の金融機関として機能することを阻害していた。商工中金の所属組合は、二九年三月末で八、四四八組合あり、そのうち七、〇五三組合（八三・六％）が事業協同組合である。したがって融資をうけている所属組合の大半は事業協同組合というわけである。ところが、この事業協同組合は、中小企業等協同組合法により金融業務において組合員に対する事業資金の貸付（手形の割引を含む）および、組合員のためにする借入、組合員の金融機関に対し負担する債務の保証、金融機関の委任を受けての債権取立等は認められているが、組合員の預金または定期積金の受入は認めら

れていない。また協同組合連合会（商工中金に所属する協同組合連合会は八九組合（一多）である）も、会員のための預金または定期積金の受入をおこなうものは、他の事業をおこなうことができず金融と事業とが分離されている。

このように事業協同組合、協同組合連合会に組合員の預金の受入、または、共同施設との兼営を認めないということは商工中金の資金源を弱めている。そればかりでなく、このためこれらの組合員の資金が、他の金融機関へ流出し、独占資本の支配のもとにおかれているのである。二六年一二月の改正により、預金の受入対象を組合の構成員にまで拡大したが、事業協同組合に預金の受入を認めず、またこれを協同組合連合会に共同施設との兼営を認めないのであるから組合員の資金は、同様に他の金融機関へ流出し、商工中金の預金はそれほど増加しないであろう。

以上のごとく、商工中金に預け入れられる組合および組合員の預金が少ないのに反して政府指定預金、公共団体の預金の占める比重は高い。これにより政府、公共団体の発言力は強化されている。また二六年一二月の改正により預金の受入対象が組合員にまで拡大されるとともに、さらに主務大臣の認可をうけたる銀行その他の金融機関よりの預金受入が認められた。これにより大銀行なども商工中金の預金構成に参加し、大銀行、独占資本の支配は強化された。

第三は、商工中金は、預金による資金の拡充が困難なため、商工債券を発行して資金源を拡充しているが、この債券発行によって商工中金は、政府、独占資本に支配されているということである。債券の発行は、二四年三月以降停止されていたが、二五年五月見返資金による優先出資がおこなわれた後、六月「銀行等の債券発行等に関する法律」によって自己資本の金額の二〇倍に相当する金額から預金の総額とその発行している債券の総額との合計額を控除した残額に相当する金額を限度として債券を発行することが認められた。

第18表 商工債券保有先 (単位100万円、29年3月末)

種類 保有先	利付債	比率(%)	割引債	比率(%)
銀行	6,765	36.7	37	0.4
保険会社	208	1.1	47	0.4
相互銀行	122	0.7	120	1.3
信用金庫等	122	0.6	122	1.3
農林中金	19	0.1	—	—
農協組及連合会	37	0.2	—	—
個人	20	0.1	8,836	95.6
その他	246	1.3	79	0.9
資金運用部	10,862	59.0	—	—
合計	18,405	100.0	9,245	100.0

中小企業金融と金融機関

〔備考〕「エコノミスト」10月16日号

見返資金による商工中金への優先出資は、これにより資本金を増資し、もって債券発行額を高め資金を吸収し、これを独占資本の支配下におくとともに、商工中金を従属下の金融機関とすることにあつた。この債券発行により商工中金の債券発行高は、二六年急激に増加した。その後、商工債券の発行は二七年六月長期信用銀行法にもとずいて発行限度が資本金、および株式勘定に属する準備金の額の二〇倍にまで拡大された。

二九年三月末の債券保有状況をみると第一八表のごとくである。

すなわち、二六年三月資金運用部法の制定により、同資金による金融債の引受が(一金融機関の発行する金融債の五割、また一金融機関の一回に発行する金融債の六割をこえることはできない)認められたので、利付債の五九%が資金運用部によって保有され、三六・七%が銀行によって保有されており、これにより政府、大銀行は商工中金を支配下においている。割引債は、九五・六%が個人によって保有され、ここには個人からの資金の吸収がみられる。商工中金の資金の六〇%以上がこのように債券発行によつてはいるが、これによつて融資をうける組合をそして

組合員は、高利を負担しなければならなくなっている。商工中金の貸出金利は、一年未満の短期が平均日歩二銭九厘、(年利一割五分八厘)一年以上の長期は年利一割三分くらいとなり、平均して日歩二銭九厘と銀行に比べて相当高い。また、中小企業金融公庫の金利は、長期、年利一割であり、国民金融公庫の普通貸付の金利は期限三年以内で年利一割二分以上で商工中金の方が高くなっている。その上、組合が商工中金から借りて組合員に転貸する場合には、高い手数料がとられるのでますます高くつくことになる。

なお商工中金には、日本銀行、中小企業金融関係別枠融資が一七億を限度として認められており、日銀よりの資金の借入がおこなわれている。この点からも独占資本の統制がなされている。

第四は、商工中金の資金が大銀行、独占資本に吸いあげられ、その支配のもとにおかれているということである。商工中金は余裕金の運用について、国債、地方債、または主務大臣の認可をうけたる有価証券の買入、主務大臣の認可をうけたる銀行への預金、または短期貸付等をおこなうことが認められているが、これによって独占資本は商工中金の資金を吸いあげ、それを自己の支配下においている。

以上のごとく商工中金には、政府、大銀行、独占資本の監督、支配が強固に加えられている。したがって商工中金の融資にあたっては政府、大銀行、独占資本は強い発言力を持ち、その意図のもとに融資がなされている。

すなわち独占資本は、みずからの維持、強化を目的として、中小企業をその外業部として育成するために、商工中金をして特定の組合、または組合員に融資をおこなわせている。商工中金の貸付は、無担保で割賦償還であり、同一人に対する融資限度がないため、独占資本の意図のもとに容易に融資をうけることができ、独占資本の外業部の強化のために商工中金は利用されている。

二六年一二月の改正により、融資対象が所属組合の組合員にまで拡大されることになり、さらに容易に選別融資、系列融資が可能になった。

融資対象を所属組合の組合員に拡大したことは、商工中金が中小企業等協同組合の金融の円滑をはかり、協同組合を組織化し、強化し、育成するという目的と矛盾している。形式的には、直接融資をうけようとする組合員は、所属組合の承認または同意をえなければならないとはなっているが、実質的にはもはや、協同組合の育成、強化のためではなく、個々の独占資本の系列下にある中小企業を独占資本の外業部として育成、強化するためのものとなっている。それは組合を破壊するものである。

商工中金は本来、中小企業等協同組合の金融を円滑化し、協同組合を組織化し、強化、育成するために設立されたものである。

政府の中小企業金融政策が、真に中小企業のためにたてられているならば、商工中金は純然たる中小企業のための組合金融をおこないうるであろう。しかし法律は漸次中小企業のための組合金融を阻害する方向に改正されてき、政府の監督権が強固のため政府の変わるごとに商工中金が左右されており、残念ながら商工中金は中小企業のための組合金融を完全にはたしているとはいえない。

だが資本金中、組合出資が一億九、七九〇万にのぼり、(二九年七月末)総資本金の約八〇%を占めている現在、中小企業等協同組合の発展にはめざましいものがある。商工中金を真に中小企業のための金融機関とするには、種々の弊害を除去し、中小企業者によって管理されるようにならねばならないであろう。中小企業者の組織化もすすみ、反面戦争経済を強行する独占資本の圧迫により、ますます窮乏化の道を歩んでいる現在、中小企業の生きる道を再検

討しその自覚のもとに中小企業のための商工中金たらしめることが期待される。

(ロ) 中小企業金融公庫

中小企業金融公庫（以下中小公庫と略す）は、昭和二八年八月一日公布施行された中小企業金融公庫法にもとずいて「中小企業者のおこなう事業の振興に必要な長期資金であつて、一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通する」ことを目的として設立された政府金融機関である。つまり一般の金融機関が融通することが困難なものに長期資金を補完的に融通することを目的としている。

融資対象は、(1)資本または出資額が一、〇〇〇万円以下の会社ならびに常時使用する従業員三〇〇人（商業またはサービス業を主たる事業とするものは三〇人、鉱業は一、〇〇〇人）以下の会社および個人で特定事業（中小企業金融公庫法施行令）において規定されている）をおこなうもの、(2)各種協同組合および連合会、(3)医業を主たる事業とする法人で従業員三〇〇人以下のもの、(4)調整組合および同連合会と規定されている。

したがって協同組合を育成することを主目的とする商工中金とは本質的にちがっている。

中小公庫は、各種協同組合をも融資対象とはしているが、全面的に直接企業に対する融資を認めており、中小企業等協同組合の組織化の強化には寄与せず、むしろそれを破壊するものである。中小企業は、協同組合を組織することなく中小公庫よりの融資対象となっているのであるから組織化はすまないであろう。そのみでなく今後の政府出資は、全面的に中小公庫のみにかぎられ、商工中金は除外されることになった。二七年一月一般会計から商工中金に貸付けられた二〇億は、一般会計から中小公庫に出資されたものとなり、商工中金は、中小公庫から二〇億の借入をおこなったことになって利息を支払わねばならなくなった。中小公庫は、このように中小企業の組織化を妨げ、中小企

業の育成のためではなく、同じく中小企業ではあっても独占資本の外業部としての中小企業の強化のために低利で融資をするという役割をもっている。

この役割は、中小公庫の性格にもとずいている。中小公庫の性格をみる上に重要なことは、資本金の構成および中小公庫が貸付業務をおこなうほか「承継した権利義務」を処理する業務をおこなうという二つの点である。

中小公庫の資本金は、政府の一般会計からの出資とともに政府の産業投資特別会計からの出資によってなりたっている。ところで産業投資特別会計の出資にはつぎのような手のこんだ規定がある。すなわち中小公庫第三条の第二項で「日本開発銀行が政府の米国対日援助見返資金特別会計から承継した中小企業者に対する貸付に係る債権及びこれに附随する権利義務を……公庫が承継したときは、……公庫が承継した債権のその承継の日における帳簿価額の会計額に相当する金額が、その承継の日において日本開発銀行から政府の産業投資特別会計に返済されたものとし、その返済されたものとされた貸付金の額に相当する金額が……同特別会計から公庫に対し貸付けられたものとする」と規定し、さらに第六項において「第二項の規定による政府の貸付金は……政令で定めるところにより、政令で定める時期において返済されたものとなるものとし、その返済されたものとされた政府の貸付金の額に相当する金額が、当該時期において政府の産業特別会計から公庫に出資されたものとする」と規定している。したがって中小公庫は、その資本金の構成において見返資金特別会計の後身たる産業投資特別会計の出資をもっており、見返資金のもつ一連の特殊的性格をもっているのである。このことはさらに「承継した権利義務」を処理する業務をみることにより明らかになる。

まず中小公庫は、開銀が復興金融公庫から承継した中小企業者に対する貸付債権を承継した。この貸付債権は、開

銀の中小公庫に対する貸付となった。

第二に中小公庫は、開銀が二八年三月三十一日までにおこなった中小企業者に対する貸付債権を承継した。この貸付債権も同様、開銀の中小公庫に対する貸付となった。さらに中小公庫は、開銀が二八年四月一日以降おこなった中小企業者に対する貸付債権を開銀から現金で買い取るようになったのである。

中小公庫が承継した債権は、以上のように復金、開銀の中小企業に対する貸付債権である。すなわち中小公庫は、復金、開銀のもっている性格、役割をそのまま中小企業部門において、になっているのである。

中小公庫の業務は、代理金融機関に業務を委託しておこなっている。代理金融機関数は四〇二で（二九年二月現在）一大銀行から信用協同組合にまでおよんでいる。金融機関別に貸付をみると金額では都市銀行等六二・四％（商工中金を含む）中小金融機関（信用協同組合を含む）四七・一％であり、都市銀行等は（商工中金を含む）総貸付金額の三二・四％を占めている。中小公庫の貸付が大銀行に集中していることがうかがえる。一件当りの平均融資額は、都市銀行等三二六万円、地方銀行二二三万円、相互銀行一八九万円、信用金庫一三二万円で大銀行が大口融資であることがわかる。中小公庫の業務はこのように代理貸のため、金融機関はこれを利用して傘下の中小企業に融資をし、中小企業融資にともなう危険性を財政資金によって肩代りしているのである。貸付の九七・九％が設備資金であることもまた特徴的である。中小公庫は、以上のような性格をもって発足し、一方において中小企業の組織化の阻止、破壊をおこない、他方において戦争経済を強行しようとする独占資本およびその支配者の外業部としての中小企業を育成する役割をもっている。中小公庫の設立は、独占資本の中小企業に対する支配、統制を強化することにあつたのである。

最後に簡単に国民金融公庫についてのべておこう。国民金融公庫は、昭和二四年五月公布施行された国民金融公庫法にもとづいて庶民金庫と恩給金庫の業務を承継し、「銀行その他一般の金融機関から資金の融通をうけることを困難とする国民大衆に対して、必要な事業資金の供給をおこなうこと」を目的として設立されたものである。全額政府出資金および資金運用部からの借入金を資金源とし、預金業務は取扱わない。業務は、大蔵大臣が国民金融審議会（審議会は、大蔵省銀行局を代表するもの一人、工業、商業、農業および金融界を代表するもの四人、国民大衆の利益を代表するもので国家または地方公共団体の公務員以外のもの三人、中小企業庁を代表するもの一人、計九人で構成されている）の議を経て定める計画および指示によっておこなう「生業資金の小口貸付」である。貸付は事業資金にかぎられている。この業務には普通貸付と更生資金貸付がある。国民金融審議会は、諮問機関であつて委員の任免は大蔵大臣にあり、実質的には政府の政策のもとにおかれている。

ひ　　す　　び

以上、中小企業に対して金融を行っている主要な金融機関の性格、役割について概観してみた。いずれの金融機関も大なり小なり独占資本の支配の下に従属しているか、または独占資本のために補完的金融を行っているということができよう。しかし立入って考察すれば、そこに種々のことなつた性格、役割をみることもできるのである。銀行のなかでも大銀行、債券発行銀行および大銀行に従属している地方銀行と地方産業、中小企業と密接な関係にある地方銀行とは、その性格をことにしており、両者を同一視することはできない。前者は、中小企業への融資額からいえば他の金融機関に比して多額であるが、その総融資額に対してみれば極めて僅少である。これに対して後者の地方銀

行、そして相互銀行、信用金庫の融資は少額であるが、その資金の大部分を中小企業に融資しており、中小企業に対する態度は前者の諸銀行とは全くことなっている。前者の中小企業金融は、主として独占資本の系列下にある中小企業に対してであり、それはむしろ独占資本を強化するための融資なのである。そして中小企業は、融資にあたって両建、歩積を強制され高金利を課せられ収奪されている。独占資本の系列外にあり、平和産業に従事している中小企業は、これらの諸銀行からみはなされている。とくに昨秋来の金融引締政策にともなう選別融資、系列融資の強化により、これらの中小企業は、全く融資対象外に立たされている。だが中小企業の資金難は深刻である。それで中小企業は、他の金融機関または高利貸に頼らざるをえないことになる。だが商工中金、中小公庫等の政府金融機関の融資は、政府の政策に基いており、独占資本の強化のために中小企業に対して補完的金融を行うことを目的としているので平和産業に従事する中小企業への融資はそれほど期待されない。中小企業にとって最も期待される金融機関は、地方産業、中小企業と密接な関係をもつ中小の地方銀行、相互銀行、信用金庫である。これらの金融機関は、規模が小さく資金量も微弱であり、しかも中小企業の不振が直接資金面に影響し、加えるに金融引締政策による政府預金の引揚げ、地方財政の窮乏による地方公共団体の預金の引揚げによって益々資金は欠乏し経営すら脅かされている。他方独占資本の収奪のもとにもおかれている。だからこれらの金融機関の融資額は少額である。しかし中小企業に対する金融機関の問題は、単に融資額の多少にあるのではない。金融機関が中小企業と密接な関係を持ち、中小企業の発展のために寄与するかどうかということが問題なのである。中小の地方銀行、相互銀行、信用金庫は、この意味でそのもっている性格から独占資本に対立して、平和産業に従事する中小企業のための金融機関として発展しうる条件を備えていると考えるのである。